

EU競争法：最近の動向と今後の展望 ～カルテル事件を中心に～

EU競争法セミナー

於：欧州連合日本政府代表部 (ブラッセル)

2014年6月17日(火)

バンバール・アンド・ベリス法律事務所

亀岡 悦子

(米国NY州・ベルギー弁護士会会員)

この資料は、セミナーでの講演をご理解いただくための一般情報で、この中に記載されている情報は法的助言ではありません。具体的案件についての法的助言については、弁護士にご相談ください。

概要

- | | | | |
|-------|--------------------|-------|---------------------|
| I. | はじめに | IX. | 制裁金減免制度 |
| II. | EU競争法について | X. | 和解手続 |
| III. | 法的枠組 | XI. | 違反に対する制裁 |
| IV. | EUカルテル事件の最近の事例 | XII. | カルテル審査の国際協力 |
| V. | EUカルテル規制の対象となる違法行為 | XIII. | 欧州委員会決定に対する不服申し立て |
| VI. | 立ち入り検査 | XIV. | EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟 |
| VII. | 異議告知書 | XV. | EU集团的消費者被害救済制度 |
| VIII. | 制裁金制度 | XVI. | おわりに |

はじめに

■ なぜEU競争法手続が注目されるのか

高額の制裁金、競争法違反行為に対する刑事罰の可能性、企業の評判悪化など欧州市場におけるビジネスへの悪影響

■ このような結果を避けるためにはどうすべきか

EC競争法の基礎知識、コンプライアンスを充実

EU競争法について

■ 欧州委員会競争総局が主な執行機関

日本の公正取引委員会に相当。但し、加盟国レベルの違法行為については、加盟国当局もEU競争法を適用して審査を行う。また加盟国裁判所もEU競争法に基づき判断を下すことがある。

■ 欧州委員会の優先分野

- カルテル規制 (2012年には5件、2013年4件の決定)
- 公正取引委員会もカルテル規制に力を入れており、両当局間の協力も事件によっては頻繁に行われている

■ 競争法手続

条約中の条文に加えて、細則を規則、告示などのEU法によって定めている。日本では個人への懲役を含む刑事罰が適用される可能性があるが、EU競争法は行政罰のみ。但し、加盟国法では刑事罰が適用されることがある。

法的枠組(1)

■ EU機能条約第101条

- EU機能条約第101条1項は、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を制限する目的あるいは効果を有する事業者間の契約・慣行を禁止する。
- 上記のような契約・慣行は、
 - 一括適用免除規則の条件を満たすか、あるいは、競争制限的効果を相殺するような効率性が認められるなどのEU機能条約第101条3項の条件を満たさない限り無効である。
 - 「危機カルテル」は、構造的な過剰生産を抑えることができるなどの例外的な条件の下、認められることがある。
 - しかし、カルテルは通常、一括適用免除規則の対象とならず、EU機能条約第101条3項の条件も満たさない。

法的枠組(2)

- EU機能条約第101条第1項は、異なる生産、販売過程に携わる企業間の契約に適用される。
 - 製造者と卸売業者間の契約(垂直的契約)が典型的な例。但し、2010年垂直的適用免除規則の条件を満たす契約については、EU機能条約101条第1項の適用を免除。
- EU機能条約第101条第1項は、競合企業間の契約にも適用される。
 - カルテルは典型的な例
 - 競合企業間の共同研究開発、生産、販売もその例(水平的協定)。但し、一括適用免除規則が適用される契約については、EU機能条約101条第1項の適用を免除されるが、条件を満たさないとカルテルと判断される恐れ。

EUカルテル事件の最近の事例

■ ベアリングカルテル事件（2014年3月19日）

日本企業4社が関与。日本、米国などでも審査され、EUでは、減免申請をした日本企業が制裁金を免除された。

■ 高圧電力ケーブルカルテル事件（2014年4月2日）

市場・顧客分割などを行っていた欧州、日本、韓国企業11社に対し、総額3億200万ユーロの制裁金。カルテル関与企業の株を過去保有していた米国の投資銀行にも、3730万ユーロの制裁金。

■ スチール研磨材カルテル（2014年4月2日）

EUカルテル規制対象となる違法行為

- 反競争的な目的さえ証明できれば、その違法行為の効果を証明する必要はなく、当事者の意図は考慮されるが、必ずしも決定的要素ではない。
- たった一回の会議での情報交換でも、参加企業が市場で反競争的行為を行う機会を与えたならカルテルと判断される可能性。
- カルテル関与企業がEU内に存在する必要はない。
- カルテル協定がEU内で締結される必要もない。
- カルテル行為がEU市場で効果を有し、著しくEU市場に影響を及ぼすことが必要である。

立ち入り検査

- 2008年、欧州委員会は、立ち入りを妨害したとしてE.ON Energie社に対し3800万ユーロの制裁金を課す(上訴したが、裁判所もこの決定を支持)。
- 立ち入りの際の証拠の破棄は、欧州委員会の審査への協力を拒否しているとみなされる。
- 原則として、職員の自宅への立ち入りは、欧州委員会が、違法行為を示す書類や記録が社外にあるという合理的な疑いを持っている場合に許され、企業のビジネス上関連する者の自宅でなければならない。例えば部長の家は立ち入りの可能性があっても、その親戚の家は立ち入りできない。自動車も同様捜査できるが社用車など会社事業に関連する車でなければならない。

異議告知書

- 欧州委員会が、カルテルに関与したと考える企業に送付する書面で、事実と法的根拠、制裁金が課される可能性があるかどうか記述されている。
 - 今月、円金利デリバティブに関する複数のカルテル行為を補助した嫌疑で、英国のブローカーに異議告知書が送られている。
- 異議告知書の内容に対し企業は弁護を行うため、この中に記載されていない事項に基づき欧州委員会が決定を出す場合には、通常、追加異議告知書が必要である。
- 異議告知書は準備書面であるため、これに対し欧州裁判所へ上訴することはできない。

制裁金制度

- 欧州委員会の制裁金の計算は、2006年の制裁金ガイドラインと告示に基づく。
 - ステップ 1: 基本額が設定される。基本額は、違法行為が行われた製品の売上高の割合 (30%まで) で定められる。
 - ステップ 2: 基本額に違法行為の期間を掛ける (年数を掛ける)。
 - ステップ 3: エントリーフィー (15 から25 %) が加えられることがある (通常ハード・コアカルテルの場合)。
 - ステップ 4: 増額・減額事由を考慮に入れる。
 - ステップ 5: 抑止効果を狙って、大企業に対し増額の可能性がある (通常2あるいは3倍)。
 - ステップ 6: 最終額は、事業者の総売上高10%超えないよう調整される。

制裁金減免制度(1)

- 2006年, 欧州委員会は新制裁金減免告示を採択した。制裁金減免制度は、カルテル関与企業に違法行為関与を認めることと引き換えに、制裁金の減免や免除を認める制度である。
- この制度は、カルテル審査の著しい増加をもたらした。
- 制裁金免除は、欧州委員会の立入検査を可能にし、あるいはEU機能条約第101条違反の証明を可能にさせた最初の企業に認められる。「著しい付加価値のある証拠」を提供した申請者は、制裁金減額を得ることができる。

制裁金減免制度(2)

- 1つの違法行為につき、1つの制裁金減免申請ができる。
- EUでは、秘密カルテルが対象。加盟国によっては他の競争法違反行為も対象となる。英国では価格に関する垂直的協定、例えば再販売価格設定についても制裁金減免制度が適用可能。
- 最初の申請者にのみ免除が認められるため、スピードは重要である。
- 減額レベル
 - 最初の申請者: 免除 = 100%減額
 - 第2申請者: 30-50% 減額
 - 第3申請者: 20-30% 減額
 - その後の申請者: 20% までの減額

制裁金減免制度(3)

- 減免申請を行う企業は数多い。

CRTガラスカルテル事件(2011年10月19日)

- カルテルに関与した韓国企業は、制裁金減免申請により制裁金を免除された。
- 日本企業2社とドイツ企業1社が、制裁金減免制度と和解手続による減額を含めて1億2900万ユーロの制裁金を賦課されている。

和解手続(1)

- 2008年7月、欧州委員会は和解手続告示を公表。
- EUカルテル事件にのみ適用。
- 最初の和解手続を使った事件は、2010年5月に和解決定が採択されたDRAMカルテル事件。
- 2013年には、3つの和解手続決定と1件の通常手続決定。
- 制裁金減免制度と和解手続
 - 両者は別の手続。制裁金減免制度と和解制度両者を使うことが可能。
 - 制裁金減免制度は、事実に関する証拠を提出した者へ減免を認める。一方和解制度は、責任の認諾について減額を認める。

和解手続(2)

- 和解手続中断事例 (和解手続が進行せず、通常手続に戻る)

スマートカードチップカルテル事件

- ハイブリッド和解手続事例 (関与企業が和解手続に参加せず、通常手続を選択)

(1) 動物飼料用燐酸肥料カルテル事件

(2) LIBORカルテル事件

今年5月に、欧州委員会は通常手続による異議告知書を3つの金融機関に送付。これ以外のカルテル関与機関は和解を受諾し、審査は昨年12月に終結。

和解手続(3)

- 欧州委員会にとっては、手続の効率性を高め、上訴の可能性を低くする利点。和解手続は通常手続と比較し、手続期間を平均2年短縮。
- 企業にとっては、制裁金の10パーセント減額可能性と、早期決着、欧州委員会の考えが早期に分かる利点。
- 情報が外部に漏れる可能性が少ない(和解手続では、欧州委員会決定のページ数が30ページ以内である)。そのため損害賠償請求訴訟を起す側にとって、入手できる情報が少なくなる。
- その上、過去の和解手続の例は、この簡略手続が実際には10%の減額以上の利益になることを示す。

当事者は、和解手続中の数々の会議やコンタクトを通し、違法行為の範囲や制裁金のレベルについて、欧州委員会の考えを探るだけでなく、自社の見解を述べる機会を得ることができる。例: 基本額を計算する際に使用される売上高の割合

和解手続(4)

- 欧州委員会が保管する書類へのアクセスが制限、聴聞は行われない。
- すべてのカルテル事件に和解手続が可能な訳ではない(和解手続対象事件の選択は、欧州委員会によってなされる)。
- 他の和解対象企業が手続に積極的でないと、欧州委員会が和解手続を放棄し、通常手続に戻る恐れがある。
- 欧州委員会決定に対し、上訴できる可能性が低くなる。

違反に対する制裁

- EU競争法は、欧州委員会によって執行されるだけでなく、加盟国当局や加盟国裁判所によっても執行される。欧州委員会と加盟国当局は、競争法違反に対し、大変高額な制裁金を課すことがある。

2012年12月のテレビ・コンピューターモニターのブラウン管カルテルでは7企業に対し、総額14億7千万ユーロの制裁金を課している。

- 被害を受けた企業、消費者は、違反企業に対し損害賠償請求訴訟を提起することができる。
- 制裁金を課された企業が、カルテルに関わった管理職に損害賠償請求を提起することがある。
- 犯罪人引渡し条約により、国際カルテル関与企業の職員が米国などに引き渡されることがある。EUから米国への最初のカルテル関与者引渡しが、今年4月に行われている。

カルテル審査の国際協力

■ EU加盟国間協力

欧州競争ネットワーク(ECN)を通し、機密情報を含み、カルテル審査について情報交換。

原則として、欧州委員会がカルテル審査を始めると、加盟国当局は審査を終結するが、製品や地理的範囲が異なる場合には並行審査が可能。

■ 第三国との協力

日本の公正取引委員会、米国当局を初め、他の当局との協力で審査することがある。EUは、日本、米国、カナダなどと協力協定を締結しているが、機密情報は交換できない。そのため、機密情報保護の権利を放棄し、他の競争当局への情報開示を許す旨を記した「waiver」に署名することを欧州委員会から要請されることがある。

欧州委員会決定に対する不服申し立て

- 競争総局による決定への上訴、上告は、ルクセンブルグにある一般裁判所と欧州裁判所へ
 - 事例: 2014年4月の電力ケーブルカルテル事件
 - 裁判所は、制裁金を検討するに広い裁量権を有する。制裁金は企業側の防御権が保護されなかった、差別的取扱いを受けたなどを理由に裁判手続で減免が可能。但し、増額される可能性もある
 - 制裁金増額・減額は例外的。
 - 2014年5月14日、カルシウム・マグネシウムレエーエージェントカルテル決定で制裁金を課されたDonau Chemie AGが上訴し、一般裁判所が制裁金算定方法に誤りがあるとして、制裁金を5百万ユーロから435万ユーロに減額。

EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟(1)

- 欧州委員会による執行: 規則1/2003などのEU法
- 私人による執行 (被害者による損害賠償訴訟など): EU加盟国法
- 損害賠償請求訴訟の現状と問題点
 - 欧州委員会の懸念 - 制裁金減免申請書類の加盟国裁判所での開示
 - 現在欧州で起こっている損害賠償請求訴訟の難点
 - 和解で終結する事件が多い

EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟(2)

- 競争法違反に基づく損害賠償請求に関する指令案
- 損害賠償請求訴訟提起の際に、障害となる加盟法上ルールを改善・明確化し、被害者のEUにおける賠償請求を容易にする。
 - 証拠の収集を容易にするため、加盟国裁判所は証拠の開示を命令することができる。
 - 被害者は、加盟国当局による決定に基づいて損害賠償請求ができる。
- 欧州議会が最終案を可決し、理事会による承認は、今年夏以降になる予定。

EU集团的消費者被害救済制度

- 2005年 グリーン・ペーパー 広い選択肢を示す
- 2008年 ホワイト・ペーパー より具体的な提案
 - 誰が訴訟を提起できるのか 当事者適格の問題
 - いつまで訴訟提起できるのか 時効の問題
 - どのように訴訟を提起できるのか 証拠開示、管轄の問題
- 2009年 欧州議会のホワイト・ペーパーについての決議
 - 集团的消費者被害救済制度の水平的アプローチ(他の欧州委員会総局も含めて、消費者問題などとも調和した制度創設を議論)
- 2013年 欧州委員会が勧告を採択
 - 2015年までにEU各加盟国での集団訴訟制度を導入させる。
 - 競争法に限らず、公平、迅速、消費者にとって使いやすい制度をEUレベルで創設する。

VAN BAEL & BELLIS

有難うございました。

VAN BAEL & BELLIS

Avenue Louise 165 1050 Brussels Belgium
Tel. + 32(0)2.647.73.50 Fax. + 32(0)2.640.64.99
ekameoka@vbb.com www.vbb.com